

## 指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション 重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

### 1. 事業者の概要

法人名	社会医療法人仁愛会
主たる事務所の所在地	〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖4-16-1
電話番号	098-879-1000
代表者	銘苅 晋

### 2. ご利用事業所

事業所の種類	指定訪問リハビリテーション事業所
事業の目的	指定訪問リハビリテーション事業所は、介護保険法令に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者の居宅に訪問リハビリテーション員を派遣し、利用者に対して、身体機能・能力の改善、生活環境の改善、介護・介助方法の指導を行なうものとします。
事業所の名称	介護老人保健施設アルカディア 指定訪問リハビリテーション事業所
事業所の所在地	〒901-2132 沖縄県浦添市伊祖4-16-1
電話番号	098-879-1000
FAX 番号	098-875-4183
管理者氏名	棚田 文雄
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当事業所は、社会医療法人仁愛会の理念「地域住民のニーズを満たす、医療・介護・福祉の実現」をめざしてリハビリテーション・生活訓練等のサービスを提供する。</li> <li>2. 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。</li> <li>3. 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。</li> <li>4. 当事業所では、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。</li> <li>5. 当事業所では、利用者が居宅で「にこやか」で「個性豊かに」「その人らしく」過ごすことができるようサービス提供に努める。</li> <li>6. サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。</li> <li>7. 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドライ</li> </ol>

	ンに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所でのサービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
指定年月日	平成22年6月1日
指定事業所番号	4750880017号

### 3.①事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分	
		常勤 (人)	非常勤 (人)
管理者 (医師)	1	1(兼務)	0
理学療法士・作業療法士	3	3(兼務)	0
事務	1	1(兼務)	0

#### ②職務の内容

1. 管理者は、従業者の総括管理、指導を行う。
2. 理学療法士及び作業療法士、言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに利用者の居宅に訪問し、利用者に対して、身体機能の能力の改善、生活環境の改善、介護・介助方法の指導を行うものとする。

### 4.営業日

営業日	月曜日～金曜日
営業しない日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時～午後5時

### 5. 事業の実施地域

事業の実施地域	浦添市、那覇市、宜野湾市、西原町
---------	------------------

### 6. 利用単位・時間

サービス略称	算定項目	算定単位
訪問リハビリテーション費	1回20分 週6回まで 退院・退所3か月以内は週12回まで可能	308単位/回
予防訪問リハビリテーション費	1回20分 週6回まで 退院・退所3か月以内は週12回まで可能	298単位/回
サービス提供体制強化加算	イ) 勤続7年以上の者が1名以上 ロ) 勤続3年以上の者が1名以上	イ) 6単位/回 ロ) 3単位/回
リハビリテーションマネジメント加算 (イ)	リハビリテーション実施計画をもとにケア会議を開催し、セラピスト (PT, OT, ST) による説明、定期的な見直し	180単位/月

リハビリテーションマネジメント加算（ロ）	リハビリマネジメント加算イの要件に加え、計画の情報を厚労省へ提出し、集約された情報を活用し計画や訓練に反映	213単位/月
医師による説明	リハビリテーション実施計画を事業所の医師が利用者または家族に対して説明し、同意を得た場合	270単位/月
移行支援加算	リハビリ終了者のうち通所介護等の介護サービスやその他社会参加に資する取り組みを実施。終了14～44日以内に状況を電話で確認	17単位/日
退院時共同指導加算	病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導*1を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算する	600単位/1回のみ
短期集中リハビリテーション実施加算（介護・予防）	退院、退所日より3ヶ月以内	200単位/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（介護）	認知症であると医師が判断した者であつて、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれる場合、退院（所）日または訪問開始日より3ヶ月以内	240単位/日
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供	50単位/月

## 7.交通費（実費）

通常実施地域以外への訪問時は、交通費として1回につき200円の交通費を徴収致します。

## 8.利用料金の支払いについて

やむを得ない理由以外で、100万円以上料金の支払いが遅れた場合はサービスを停止致します。尚、支払いが遅れる場合は事前にご相談下さい。

## 9.訪問困難時の対応

- ・風邪、病気などの際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合があります。
- ・当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合、サービスを変更または中止することがあります。
- ・他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合、速やかに事業所に申し出てください。治癒するまでサービスの利用は控えさせていただきます。
- ・担当サービス提供者が訪問困難な際は、必要に応じ代行訪問を行なう場合があります。

## 10.緊急時等における対応方法

サービス提供時に病状の急変などがあった場合は、速やかに主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

## 11. 事故発生の防止及び発生時の対応

当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

## 12. 虐待の防止について

当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、又、虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は速やかに市町村に通報します。

## 13. 要望および苦情などの相談窓口

介護老人保健施設アルカディア 指定訪問リハビリテーション

窓口担当責任者 森山いづみ 電話：098-879-1000

### ・その他の相談窓口

※浦添市役所 いきいき高齢支援課：876-1234

※那覇市役所 ちゃーがんじゅう課：867-0111

※宜野湾市役所 介護長寿課：893-4411

※沖縄県国保連合会 介護苦情相談：860-9026

※沖縄県福祉サービス運営適正化委員会：882-5704

## 訪問リハビリテーション利用料について

(令和6年4月1日現在)

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証、負担割合証をご確認させていただきます。

サービス略称	算定単位
訪問リハビリテーション費	308単位/回
予防訪問リハビリテーション費	298単位/回
サービス提供体制強化加算	イ) 6単位/回 ロ) 3単位/回
リハビリテーションマネジメント加算イ	180単位/月
リハビリテーションマネジメント加算ロ	213単位/月
医師による説明	270単位/月
退院時共同指導加算	600単位/1回のみ
移行支援加算	17単位/日
訪問リハビリ短期集中加算	200単位/日
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(介護)	240単位/日
口腔連携強化加算	50単位/月

- ① 1回=20分、2回=40分、3回=60分 (週で120分利用可能)
  - ・最大にご利用になる場合、1週間に2回(40分)を3日間利用  
または3回(60分)を2日間利用 となります。
  - 退院・退所3か月以内は週12回(240分)まで利用可能です。
  - ・1週間に1日のみの利用も可能です。
- ② リハビリテーションマネジメント加算  
当事業所では厚労省への報告を行っていくためロを算定しています。
- ③ 当事業所には勤続7年以上のスタッフが従事しているためイの加算対象となります。
  - ・1回(20分)×6単位、2回(40分)×6単位、3回(60分)×6単位の加算となります。
- ④ 短期集中加算は
  - ・1日につき2回(40分)以上を、週に2日以上利用された場合に加算されます。
 ※退院直後に週に1日のみの利用の場合は加算されません。

**例) 1回40分のリハビリを月に10日行う場合。 短期集中加算あり・マネジメント加算ロ・医師の説明**

基本料金	時間	強化加算	短期集中加算	日数/月	マネジメント加算 医師による説明	合計
308 ×	20分→1	(6×2) + 12	+ 200	× 10	+ ロ 213 + 270	= 8763 単位
	40分→2					
	60分→3					

※通常実施地域以外への訪問時は、交通費として1回につき200円の交通費を徴収致します。